

● 事務局だより ●

94号をお届けします。

◇ 本号から、メールマガジンに掲載している中から「今日の視点」と「相談事例」を紹介することとしました。本号では、本年1月1日号(86号)から5月1日号(90号)までのものを掲載しています。業務の参考にしていただけたら幸いです。なお、メールマガジンの配信を希望される場合は、当機構のホームページから登録して下さい。

◇ 平成26年6月25日、宅地建物取引業法の一部を改正する法律が公布されました。

これは、不動産業界の皆様から長年にわたり要望されてきました「宅地建物取引主任者」を「宅地建物取引士」に名称変更するために改正されたものです。改正法は、公布の日から1年以内に施行されることになっていますので「宅地建物取引主任者」の資格試験も、来年度から「宅地建物取引士」として実施されることとなります(当機構を含め、関係機関の担当部署はその準備に追われています)。業界の皆様には、長年の夢が実現しましたことを、心よりお喜び申し上げます。

一方で、「士」業になり、宅建物取引業者、宅地建物取引士の皆様には、不動産取引の専門家として、これまで以上に社会的使命・責任を果たしていくことが求められることになります。

今回の改正法では、「不動産取引士」に係る次の新たな条文が追加規定されています。

1. 宅地建物取引士の業務処理の原則
「宅地建物取引士は、宅地建物取引業の業務に従事するときは、宅地又は建物の取引の専門家として、購入者等の利益の保護及び円滑な宅地又は建物の流通に資するよう、公正かつ誠実にこの法律の定める事務を行うとともに、宅地建物取引業に関連する業務に従事する者との連携に努めなければならない」

2. 信用失墜行為の禁止

「宅地建物取引士は、宅地建物取引士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない」

3. 知識及び能力の維持向上

「宅地建物取引士は、宅地又は建物の取引に係る事務に必要な知識及び能力の維持向上に努めなければならない」

このように改正法では、宅地建物取引業者のみならず、宅地建物取引士に対しても直接に業務規制を定めています。トラブルを生じさせない適正な不動産取引の推進に向けての、皆様の益々の取組みが期待されます。

◇ 人事異動

平成26年3月31日

退職	総括研究理事	小滝 晃
退職	総括主任研究員	山根 浩司
退職	調査研究部調査役	河内 元太郎

平成26年4月1日

総括研究理事	森下 憲樹
調査研究部調査役	畑山 雄二

平成26年7月8日

総括主任研究員	井上 雅夫
---------	-------

平成26年7月23日 印刷	
平成26年7月31日 発行	
発行	一般財団法人 不動産適正取引推進機構 〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-8-21 (第33森ビル3F) TEL 03(3435)8111(代) HP http://www.retio.or.jp
発行人	堀之内 博 一
編集責任者	石川 卓 弥
印刷	(株)加藤文明社

*本誌の無断転載を禁じます。
本誌の掲載記事を転載される場合は、ご連絡下さい。